平成 24 年 12 月 10 日

各　　位

会 社 名　　ニ チ ア ス 株 式 会 社
代 表 者　　代表取締役社長　矢 野 邦 彦
コード番号　　５３９３（東証　第一部）
問 合 せ 先　　取締役　執行役員　管理本部長　　富田 雅行
電 話 番 号　　（０３）３４３３－７２５１
(URL)　　(http://www.nichias.co.jp)

訴訟の判決に関するお知らせ

当社は、首都圏（東京都・埼玉県、千葉県等）在住の建設従事者とその遺族から提起を受けておりました事件番号平成２０年（ワ）第１３０６９号（以下「第一次訴訟」）及び事件番号平成２２年（ワ）第１５２９２号事件（以下「第二次訴訟」）の２件の訴訟（以下「本訴訟」）について、東京地方裁判所より判決が言い渡され、判決書の送達を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、当社の子会社である日本ロックウール株式会社に対する本訴訟は平成２３年１２月５日付で訴えが取り下げられております。

１．判決に至るまでの経緯

本訴訟は、首都圏（東京都・埼玉県、千葉県等）在住の建設従事者とその遺族が石綿関連疾患に罹患したのは国及び建材メーカーの責任であるとして、国に対しては国家賠償法に基づき、当社を含むメーカー４２社（判決時）に対しては不法行為責任及び製造物責任に基づき、総額約１２０億円の請求がなされて、東京地方裁判所において審理されていたものです。なお、第一次訴訟と第二次訴訟は併合審理されることとなったため、本訴訟について一つの判決で同時に判断が下されたものです。

２．本訴訟を提起した者

首都圏（東京都・埼玉県、千葉県等）在住の建設従事者とその遺族３３７名（判決時）

３．判決があった年月日及び裁判所

１）判決日　：平成２４年１２月５日
２）裁判所名：東京地方裁判所

４．判決の内容

本訴訟の判決は、原告らの請求のうち、被告国に対する請求については総額１０億６３９４万円の支払いを命じ、当社を含む被告企業らに対する請求についてはいずれも棄却としました。

５．今後の見通し

この判決による当社業績への影響はありませんが、今後開示すべき事項が発生するなどした場合は、速やかにお知らせいたします。

以上